

# 市税等 収納向上 information

問合せ  
納税係 ☎32-2219

## 今月の納付

- 固定資産税 1期  
都市計画税
- 軽自動車税 定期  
納期限 5月31日(火)まで

## 軽自動車の 廃車・譲渡手続き

今月は軽自動車税の納付書が発布され、月末31日が納期限です。必ず納めましょう。

ところで、「何年も前に人に車を譲った」、「廃車にした」など、すでに車両は手元がないのに軽自動車税がかかっていることはありませんか。そのような場合、譲渡や廃車の手続きがされていないことが考えられます。そのまま手続きをせずに放置していると税金だけが課税されます。「車両はない」と言っても納税義務は消えません。未納を続けると、預貯金・給与・動産などが差押えられることもあります。

手続きをしない限り毎年課税される軽自動車税。不備がないようにご注意ください。



### 廃車・譲渡などの手続き先

- 赤平市ナンバーの車両  
市税係 ☎32-2219
- 札幌ナンバーのうち軽四輪及び二輪(25cc〜250cc以下)  
札幌地区軽自動車協会  
札幌市北区新川5条20丁目1-20  
☎011-768-3955
- 札幌ナンバーのうち二輪(25cc超)  
北海道運輸局札幌運輸支局  
札幌市東区北28東1  
☎050-5540-2001

## 軽自動車税の減免申請

障がいのある方のために使用する軽自動車で一定要件にあてはまる場合は、税の減免を受けることができますので、必ず期限までに手続きしてください。

市税係  
☎32-2219

### 減免対象となる軽自動車など

- ▼「障がいのある方が所有する車両」または「障がいのある方と生計を同じくする方が所有する車両」で、
- (1) 主としてその障がいのある方が運転するもの
- (2) 主としてその障がいのある方の通院、通学などのために、その障がいのある方と生計を同じくする方が運転するもの

▼「障がいのある方のみで構成される世帯において障がいのある方が所有する車両」で、その障がいのある方を常時介護する方が、主としてその障がいのある方の通院、通学などのために運転するもの

### 適用基準

平成28年4月1日現在、次の要件の方、及び車両が対象です。

- ① 身体障害者手帳を受けている方
- 下表のとおり
- ② 知的障がいのある方
- 療育手帳を受けている方
- 知的障害者更正相談所または

障がいの区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
下肢不自由	○	○	○	○	○	○
体幹不自由	○	○	○	○	○	○
視覚障がい	○	○	○	○	○	○
聴覚障がい		○	○			
平衡機能障がい			○		○	
音声機能障がい			△			
上肢不自由	○	○	○			
乳幼児期以前の脳病変による運動機能障がい	○	○	○			
移動機能障がい	○	○	○	○	○	○
心臓機能障がい	○		○	○		
じん臓機能障がい	○		○	○		
呼吸器機能障がい	○		○	○		
ぼうこう・直腸機能障がい	○		○	○		
小腸機能障がい	○		○	○		
人免疫不全ウィルスによる免疫機能障がい	○	○	○	○		
肝臓機能障がい	○	○	○	○		

○ 該当 △ 咽頭摘出による障がいに限る

児童相談所の判定書面により知的障がいがあると判定された方

### ③ 精神に障がいのある方

- 精神障害者保健福祉手帳(1級、2級、3級)を受けている方
- 精神保健指定医の診断書により精神に障がいがあると診断された方

### ④ 戦傷病者手帳を受けている方

- 戦傷病者手帳を受け、一定の範囲の障がい有する方

### ⑤ 特別仕様車

詳細は納税通知書に同封の「減免申請について」をご覧ください。

### その他

申請の際、今年から個人番号カードまたは個人番号通知カードが必要になります。

### 減免申請期限

5月31日(火)まで  
※期限をすぎますと受付できません。申請は毎年行ってください。

### 主な条件

▼ 減免は1人につき1台までです。(普通自動車税の減免を受けている方は対象になりません)

▼ 市社会福祉課より、タクシーチケットの交付を受けられていない方は対象になりません。

○ その構造が主として身体障がい者などの利用に供するためにつくられた軽自動車

# 後期高齢者 医療制度 保険料率の見直し

## 医療保険

information

### ■保険料率が変わりました(平成28・29年度適用)

- 均等割  
(被保険者が等しく負担)

年間 **49,809円**  
前年度まで51,472円  
(1,663円の負担減)

- 所得割  
(被保険者の所得に応じて負担)

**10.51%**  
前年度まで10.52%  
(0.01ポイントの負担減)

問合せ

医療保険係 ☎ 32-2214

### 保険料率見直しのお問合せ

北海道後期高齢者  
医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2西14



☎011-290-5601

### ■保険料の軽減

- 均等割の軽減 (2割軽減・5割軽減の範囲が拡大しました)

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	前年度の下線部
9割軽減	33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額が80万円以下)	変わらず
8.5割軽減	33万円	変わらず
5割軽減	33万円 + (26万5千円 × 世帯の被保険者数)	← 26万円
2割軽減	33万円 + (48万円 × 世帯の被保険者数)	← 47万円

- 所得割の軽減

被保険者個人の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減になります。

- 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

本制度の加入時に被用者保険(主にサラリーマンが加入している健康保険)の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

### ■保険料の計算方法(平成28年度)

均等割  
【1人あたりの額】  
49,809円

+

所得割  
【被保険者本人の所得に応じた額】  
(平成27年中の所得-33万円) × 10.51%

=

1年間の保険料  
(100円未満切捨て)《上限額:57万円》

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

### ■年間保険料額の例

- 単身世帯(世帯主)の場合



- 夫婦2人世帯(共に被保険者)で、妻の年金収入が80万円以下の場合



年金収入	均等割軽減	所得割軽減	単身世帯(世帯主)		夫婦2人世帯(共に被保険者)					
			平成28年度	前年度比	夫の年金収入	区分	均等割軽減	所得割軽減	平成28年度	前年度比
80万円	9割	—	4,900円	200円減	220万円	夫妻	5割	—	95,300円	900円減
153万円	8.5割	—	7,400円	300円減	221万円	夫妻	5割	—	24,900円	800円減
194万円	5割	5割	46,400円	900円減	221万円	夫妻	5割	—	96,300円	16,400円減
194.5万円	5割	5割	46,700円	16,300円減	221万円	夫妻	5割	—	24,900円	16,200円減
215万円	2割	—	105,000円	1,400円減	262万円	夫妻	2割	—	154,400円	1,400円減
216万円	2割	—	106,000円	11,700円減	262万円	夫妻	2割	—	39,800円	1,300円減
					264万円	夫妻	2割	—	156,500円	11,700円減
					264万円	夫妻	2割	—	39,800円	11,600円減